

日本学術振興会 特別研究員遵守事項および諸手続の手引  
令和7年度版における主な修正箇所の抜粋（対前年度）

項目	修正後	修正前
I-3.	<p>特別研究員の身分</p> <p>(2) 特別研究員と本会との間には雇用関係がありませんので、以下について各自で対応してください。</p> <p>③ 事故・災害への対処</p> <p>受入研究機関での研究活動や、国内外の研究機関で一定期間従事する研究あるいはフィールドワーク等で事故・災害が生じた場合は、各自の責任で処理していただきます。安全確保に十分配慮するとともに、万一の被災に備え、適切な保険に加入※してください。本会では、研究従事中の事故・災害等の責任を一切負いかねますのでご了承ください。</p> <p><u>また、地震等の自然災害が発生した際、本会から特別研究員にメールまたは電話等で安否確認を行うことがあります。本会から安否確認があった際には必ず対応してください。</u></p>	<p>特別研究員の身分</p> <p>(2) 特別研究員と本会との間には雇用関係がありませんので、以下について各自で対応してください。</p> <p>③ 事故・災害への対処</p> <p>受入研究機関での研究活動や、国内外の研究機関で一定期間従事する研究あるいはフィールドワーク等で事故・災害が生じた場合は、各自の責任で処理していただきます。安全確保に十分配慮するとともに、万一の被災に備え、適切な保険に加入※してください。本会では、研究従事中の事故・災害等の責任を一切負いかねますのでご了承ください。</p>
III-14.	<p><u>受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費について</u></p> <p>(1) <u>受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費</u></p> <p>国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供（<u>受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援は除く</u>）、留学生においては国費外国人留学生制度による奨学金及び母国の<u>国費を原資とする</u>奨学金、日本学生支援機構の貸与型の奨学金を受給することは認められません。</p> <p>【受給が可能な<u>資金、奨学金、助成金及び研究費</u>】※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。</p> <p>① 受入研究機関の寄附金、同窓会組織等による生活費に相当する資金（国費を原資とし</p>	<p><u>研究奨励金及び科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の資金援助について</u></p> <p>(1) <u>資金援助の可否</u></p> <p>国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供、留学生においては国費外国人留学生制度による奨学金及び母国の奨学金、日本学生支援機構の貸与型の奨学金を受給することは認められません。</p> <p>【受給が可能な資金援助】※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。</p> <p>① 受入研究機関の寄附金、同窓会組織等による生活費に相当する資金援助（国費を原資</p>

	<p>ないもの。<u>ただし、受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援については受給を妨げない。</u>)</p> <p>② 自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金（研究を目的とする資金含む。）</p> <p>③ 海外渡航中における、海外渡航先機関によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金（特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的とする場合のみに限る。）</p> <p>④ 受入研究機関や連携先機関等が 1) ～5) に用途を限定した資金</p> <p>1) 授業料の援助に係る助成金の受給【DC1、DC2 のみ】 所属大学（大学の基金も含む。）等による授業料援助を目的とする助成金を受給すること。</p> <p>2) 研究費の受給【全資格】 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。ただし、次の事項を全て満たす場合に限り、 ・特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ・受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること</p> <p>3) 旅費の受給【全資格】 受入研究機関や依頼元機関の旅費関係規定に基づく実費相当分（交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。）の旅費を受給すること。</p> <p>4) 受入環境整備に係る資金の受給【全資格】 学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等の用途が限定された実費相当分の資金を受給すること。また、<u>受入研究機関等の規定に基づく通勤定期代相当、家賃補助相当を受給すること。</u></p> <p>5) 海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金の受給【全資格】 日本学生支援機構や受入研究機関等の海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金を受給すること。ただし、海外渡航期間が 28 日以上に及ぶ場合は、「Ⅲ-9. 採用期間中の海外渡航について」に掲げる海外渡航の目的等に合致すること。</p>	<p>としないもの)</p> <p>② 自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金（研究を目的とする資金含む）</p> <p>③ 海外渡航中における、海外渡航先機関によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金援助（特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的とする場合のみに限る。）</p> <p>④ 受入研究機関や連携先機関等が 1) ～5) に用途を限定した資金<u>援助（実費相当分）</u></p> <p>1) 授業料の援助に係る助成金の受給【DC1、DC2 のみ】 所属大学（大学の基金も含む。）等による授業料援助を目的とする助成金を受給すること。</p> <p>2) 研究費の受給【全資格】 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。ただし、次の事項を全て満たす場合に限り、 ・特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ・受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること</p> <p>3) 旅費の受給【全資格】 受入研究機関や依頼元機関の旅費関係規定に基づく実費相当分（交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。）の旅費を受給すること。</p> <p>4) 受入環境整備に係る資金の受給【全資格】 学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等の用途が限定された実費相当分の資金を受給すること。また、<u>通勤定期代相当、受入研究機関等の規定に基づく家賃補助を受給すること。</u></p> <p>5) 海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金の受給【全資格】 日本学生支援機構や受入研究機関等の海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金を受給すること。ただし、海外渡航期間が 28 日以上に及ぶ場合は、「Ⅲ-9. 採用期間中の海外渡航について」に掲げる海外渡航の目的等に合致すること。</p>
Ⅲ-15.	報酬の受給について	報酬の受給について

<p>(1) 報酬受給の可否</p> <p>特別研究員は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下の①～③の全てを満たす必要があります。</p> <p>① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</p> <p>② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※</p> <p>③ 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書&lt;様式 5-3&gt;」の内容を報告し、受入研究者が①～②に該当すると認めていること</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※②における常勤職に準ずる職とは</p> <p>国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、<u>本会では、</u>週当たりの労働時間が 20 時間以上になる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職と取り扱います。</p> </div> <p>※ 上記報酬受給に係る要件を満たしていれば、受給される報酬の上限金額の制限はありません。</p> <p><u>※ 受入研究機関で行う自身の教育研究活動（ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）に限る）により報酬を受給する場合には、上記「※②における常勤職に準ずる職とは」に示す労働時間に含まないものとして取り扱います。ただし、研究・学習時間とのバランスを十分考慮の上、過度な労働時間とならないよう、受入研究者や受入研究機関と十分調整してください。</u></p> <p>※ 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書&lt;様式 5-3&gt;」の提出は不要です。（Ⅲ-14. 受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費について 参照）</p> <p>※ 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。</p>	<p>(1) 報酬受給の可否</p> <p>特別研究員は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下の①～③の全てを満たす必要があります。</p> <p>① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</p> <p>② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※</p> <p>③ 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書&lt;様式 5-3&gt;」の内容を報告し、受入研究者が①～②に該当すると認めていること</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※②における常勤職に準ずる職とは</p> <p>国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、<u>例えば、雇用期間が1か月以上であり、</u>週当たりの労働時間が 20 時間以上になる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職と取扱います。</p> </div> <p>※ 上記報酬受給に係る要件を満たしていれば、受給される報酬の上限金額の制限はありません。</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>※ 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書&lt;様式 5-3&gt;」の提出は不要です。（Ⅲ-14. 研究奨励金及び科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の資金援助について 参照）</p> <p>※ 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。</p>
---	--

	<p>※ 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)</p> <p>※ 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬～3月中旬)を行う必要があります。</p> <p>※ 報酬受給先から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、本会に提出する必要があることをご説明ください。※本会において、年末調整を行いますので報酬受給先には提出しないでください。</p>	<p>※ 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)</p> <p>※ 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬～3月中旬)を行う必要があります。</p> <p>※ 報酬受給先から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、本会に提出する必要があることをご説明ください。※本会において、年末調整を行いますので報酬受給先には提出しないでください。</p>
<p>Ⅲ-2.2.</p>	<p>諸証明の発行について</p> <p>(2) カード型の身分証明書(特別研究員-PD、RPD)について</p> <p><u>特別研究員-PD、RPDに発行していた、「カード型の身分証明書」は、令和6年度をもって新規の発行を終了しました。本会特別研究員として研究に従事していることを証する証明が必要な場合には、(1)の「採用証明書」(和文・英文)を活用してください。</u></p>	<p>諸証明の発行について</p> <p>(2) カード型の身分証明書(特別研究員-PD、RPD)について</p> <p><u>大学院生としての身分を持たない特別研究員-PD、RPDは、本会特別研究員として研究に従事していることを証する「カード型の身分証明書」を採用の翌月下旬以降に受入研究機関を経由して本人宛てに送付します。また、出産、育児、傷病による採用中断で採用期間を変更する場合は、採用証明書等交付願&lt;様式6&gt;により採用期間を変更した「カード型の身分証明書」を発行します。なお、受入研究機関を変更した場合及び資格変更によりDCからPDになった場合は、希望に基づき「カード型の身分証明書」を発行します。その際、変更前の「カード型の身分証明書」は本会まで返還してください。なお、受入研究機関の変更により雇用PD等となる場合は、「カード型の身分証明書」の再交付は原則行いません。また、DCには「カード型の身分証明書」の発行は行っていません。</u></p>
<p>V-2.</p>	<p>受入研究機関の変更に伴う<u>手続</u></p> <p><u>受入研究機関の変更に伴い、雇用支援事業との切替が発生する場合、本手引「Ⅲ-5 受入研究機関の変更について」の手続と異なり、以下の手続が必要になります。</u></p> <p><u>(1) 雇用制度導入機関ではない受入研究機関から雇用制度導入機関に変更する場合(受入研究機関の変更に伴い、フェローシップ型PD等から雇用PD等になる場合)</u></p> <p>変更を希望する場合は、あらかじめ本会に【学振マイページ】で事前連絡を行ってください。なお、受入研究機関の変更前に係る手続については、本手引に従って行ってください。変更後に係る手続については、「雇用手引」に従って行ってください。その際、様式が</p>	<p>受入研究機関の変更で新たに雇用PD等となる場合の手続</p> <p><u>変更後の受入研究機関が雇用制度導入機関であり、当該受入研究機関に雇用される場合、本手引「Ⅲ-5 受入研究機関の変更について」の手続と異なり、以下の手続が必要になります。</u></p> <p>変更を希望する場合は、あらかじめ本会に【学振マイページ】で事前連絡を行ってください。なお、受入研究機関の変更前に係る手続については、本手引に従って行ってください。変更後に係る手続については、「雇用手引」に従って行ってください。その際、様式が</p>

本手引のものと異なりますので、ご注意ください。

**【本手引により提出が必要な様式】**

① 変更しようとする月の初めから1ヶ月前までに提出

・「受入研究機関変更届<様式 2-1>」を变更前受入研究機関にて作成し、変更後受入研究機関より **【雇用 PD 等諸手続システム】** から提出

② 変更後 20 日以内に提出

・「報酬受給報告書<様式 5-3>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

・「奨学金等受給報告書<様式 5-4>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

・「研究遂行経費の支出報告書<様式 5-5>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

・「研究費受給報告書<様式 5-6>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

※4月1日付けで変更となった場合には、「研究報告書【特別研究員用】<様式 5-1>」及び「研究報告書【受入研究者用】<様式 5-2>」も【学振マイページ】より提出してください。

**【雇用手引により提出が必要な様式】** ※提出期限：変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで

・「受入承諾書(受入研究機関の変更・延長期間分)<様式 E1-2>」を变更后受入研究機関より **【雇用 PD 等諸手続システム】** から提出

(2) 雇用制度導入機関から雇用制度導入機関ではない受入研究機関に変更する場合(受入研究機関の変更に伴い、雇用 PD 等からフェローシップ型 PD 等になる場合)

以下の様式をそれぞれ変更しようとする月の初めから1ヶ月前までに本会へ提出してください。なお、受入研究機関の変更前に係る手続については、「雇用手引」に従って行ってください。様式は本手引のものと異なりますので、ご注意ください。

本手引のものと異なりますので、ご注意ください。

**【本手引により提出が必要な様式】**

(1) 変更しようとする月の初めから1ヶ月前までに提出

・「受入研究機関変更届<様式 2-1>」を变更前受入研究機関にて作成し、変更後受入研究機関より提出

(2) 変更後 20 日以内に提出

・「報酬受給報告書<様式 5-3>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

・「奨学金等受給報告書<様式 5-4>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

・「研究遂行経費の支出報告書<様式 5-5>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

・「研究費受給報告書<様式 5-6>」(該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出)

※4月1日付けで変更となった場合には、「研究報告書【特別研究員用】<様式 5-1>」及び「研究報告書【受入研究者用】<様式 5-2>」も【学振マイページ】より提出してください。

**【雇用手引により提出が必要な様式】** ※提出期限：変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで

・「受入承諾書(受入研究機関の変更・延長期間分)<様式 E1-2>」を变更后受入研究機関より提出

(新 規)

	<p><u>【雇用手引により提出が必要な様式】</u></p> <p>・「<u>受入研究機関変更届&lt;様式 E1-1&gt;</u>」を变更前受入研究機関より【<u>雇用 PD 等諸手続システム</u>】から提出</p> <p><u>【フェローシップ型手引により提出が必要な様式】</u></p> <p>・「<u>受入承諾書（受入研究機関の変更）&lt;様式 2-2&gt;</u>」を变更后受入研究機関より <a href="mailto:pdkoyou@jsps.go.jp">pdkoyou@jsps.go.jp</a> へメールにて提出</p> <p>以下は、本人より <a href="mailto:yousei3@jsps.go.jp">yousei3@jsps.go.jp</a> へメールにて提出</p> <p>・「<u>振込金融機関・住所等変更届&lt;様式 1-1&gt;</u>」</p> <p>・「<u>研究遂行経費取扱変更届&lt;様式 1-3&gt;</u>」</p> <p>・「<u>給与所得者の扶養控除（異動）申告書</u>」（本会指定のもの）</p>	
VI-7.	<p><u>日本学術振興会特別研究員事業のシンボルマーク</u></p> <p><u>日本学術振興会特別研究員事業にはシンボルマークがあります。本シンボルマークの中央部の「star」は、全国選抜を突破したトップレベルの日本学術振興会特別研究員を表現しています。また、基本カラーに加えて、グレースケール、反転グレースケール、モノクロ、反転モノクロを展開し、それぞれ日本学術振興会特別研究員-DC、PD、RPD、CPD を示すパターンを用意しています。ウェブサイト、発表資料、ポスター・パンフレット、名刺などにおいて積極的にご活用ください。詳細は以下の本会ウェブサイトを確認してください。</u></p> <p>・ <u>日本学術振興会特別研究員事業シンボルマーク</u></p> <p><a href="https://www.jsps.go.jp/j-pd/logo.html">https://www.jsps.go.jp/j-pd/logo.html</a></p>	<u>(新 規)</u>
VII よくある質問	<p>問 5-1 特別研究員に採用中の間は、一切の資金の提供を他から受けることができないのか。</p> <p>回答 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供（<u>受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援は除く</u>）、留学生においては国費外国人留学生制度による奨学金及び母国の国</p>	<p>問 5-1 特別研究員に採用中の間は、一切の資金の提供を他から受けることができないのか。</p> <p>回答 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供、留学生においては国費外国人留学生制度による奨学金及び母国の奨学金、日本学生支援機構の貸与型の奨学金を受給することは認められません。</p>

<p>費を原資とする奨学金、日本学生支援機構の貸与型の奨学金を受給することは認められません。</p> <p>ただし、研究専念義務の範囲内であれば、以下の①～④を受給することができます。また、本会が実施する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」におけるキャリア継続支援金についても受給することが可能です。</p> <p>① 受入研究機関の寄附金、同窓会組織等による生活費に相当する資金（国費を原資としないもの。<u>ただし、受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援については受給を妨げない。</u>）</p> <p>② 自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金（研究を目的とする資金含む）</p> <p>③ 海外渡航中における、海外渡航先機関によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金（特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的とする場合のみに限る。）</p> <p>④ 受入研究機関や連携先機関等が 1) ～5) に用途を限定した資金 1) 授業料の援助に係る助成金の受給、2) 研究費の受給、3) 旅費の受給、4) 受入環境整備に係る資金の受給、5) 海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金の受給（Ⅲ-14. <u>受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費について</u> 参照）</p>	<p>ただし、研究専念義務の範囲内であれば、以下の①～④を受給することができます。また、本会が実施する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」におけるキャリア継続支援金についても受給することが可能です。</p> <p>① 受入研究機関の寄附金、同窓会組織等による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）</p> <p>② 自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金（研究を目的とする資金含む）</p> <p>③ 海外渡航中における、海外渡航先機関によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金援助（特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的とする場合のみに限る。）</p> <p>④ 受入研究機関や連携先機関等が 1) ～5) に用途を限定した資金<u>援助（実費相当分）</u> 1) 授業料の援助に係る助成金の受給、2) 研究費の受給、3) 旅費の受給、4) 受入環境整備に係る資金の受給、5) 海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金の受給（Ⅲ-14. <u>研究奨励金及び科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の資金援助について</u> 参照）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>問 6-1 研究専念義務に係り、報酬の受給が認められる要件のうち、「②常勤職及びそれに準ずる職ではないこと」が指す職とは具体的にどのようなものか。</u></p> <p><u>回答 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、例えば、雇用期間が 1 か月以上であり、週当たりの労働時間が 20 時間以上になる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職となります。判断に迷う場合には、本会まで、電子メールにてお問い合わせください。</u></p> <p><u>また、一つ一つの職が常勤職及びそれに準ずる職ではなくても、いくつかの職を掛け持ちすることで実質的に特別研究員の研究課題の遂行に支障が出ているのではないかとという疑念を持たれないよう、注意してください。（Ⅲ-15. 報酬の受給について 参照）</u></p>

<p><u>問6-1 労働等により報酬を受給するにあたり、いくつかの職を掛け持ちすることは可能か。</u></p> <p><u>回答 「Ⅲ-15. 報酬の受給について」にある要件を満たしていれば、問題ありません。ただし、一つ一つの職が常勤職及びそれに準ずる職ではなくても、いくつかの職を掛け持ちすることで常勤職に準ずる職に相当するような労働とならないように注意してください。</u></p> <p><u>(Ⅲ-15. 報酬の受給について 参照)</u></p>	<p><u>(新 規)</u></p>
--	---------------------